

令和6年3月4日（月）

5 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副町長	和田 裕二
教育長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立ください。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

これから、本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川 洋君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、5番・上村康幸君の発言を許します。5番、上村康幸君。

(5番 上村康幸君 登壇)

○5番【上村康幸君】 では、通告順に従いまして、私からの一般質問に入らせていただきたいと思います。今回は2点の質問をさせていただきますが、まず1点目としての、太陽光発電事業と地域の調和についてとして五つの質問をさせていただきます。

まず、一つ目。住居の近隣に太陽光発電事業が始まり、生活環境の変化に不安を感じる住民もいることから、事前に地域住民への周知理解が必要ではないのかと思います。そこで本町において太陽光発電事業を始めるに当たり、どのような届出、許可が必要でしょうか。

二つ目。県では、太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針を定めており、施設の立地を避けるエリア、慎重な検討を要するエリアの基準を示していますが、本町において、これらに該当するエリアはありますかでしょうか。

三つ目として、県の指導指針では、町と共同で安全パトロールを実施するとありますが、その実施状況と結果はどのようなものでしょうか。

四つ目。太陽光発電事業用地として、今、平地林の伐採が進んでおりますが、地球温暖化対策が進められる中で、二酸化炭素を吸収する森林は重要な役割を果たしております。こうした平地林の保全を図る考えはありますかでしょうか。

五つ目。町の自然環境、景観及び町民の安全で安心な生活環境と太陽光発電事業との調和を図るために必要な事項を定める条例を整備する考えはありますかでしょうか。

以上、質問です。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

本町では、栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針に基づき、出力50キロワット以上の太陽光発電施設を設置、運営する事業者は、事業計画の構想の段階で事前に相談をいただくこととしており、その際に設置予定区域の法令や条例による規制等の有無などの説明を行っております。設置予定事業者は、土地利用関係法令等についての関係機関等への確認、相談、許可等を受けた上で届出を行っていただいております。届出を受理した後、栃木県に報告しております。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

本町においては、文化財保護法や農地法などに定める区域で、立地を避けるべきエリア及び立地に慎重な検討を要するエリアがございます。

次に、御質問の3点目についてお答えいたします。

県と町での共同パトロールにつきましては、不適正な事案等があった場合に共同でパトロールを実施することとされており、今までにそういった事案はないことから、実施したことはございません。軽微な事案につきましては、その都度、町でパトロールを実施し、設置事業者等に是正指導を行っております。

次に、御質問の4点目についてお答えいたします。

本町における森林面積は約140ヘクタールで、その全てが民有林であり、保安林となっている森林はございません。そのため、伐採につきましては、許可制ではなく、届出制となっております。本町としましては、上三川町森林整備計画の基本方針に基づき、人が安らぎと快適な生活環境を実感できる森林を目指してまいります。

次に、御質問の5点目についてお答えいたします。

太陽光発電事業と地域の調和に関する条例とは、太陽光発電設備の設置や維持管理に対し、設備の事業区域や周辺地域における災害の防止、良好な景観や生活環境の保全を図ることを目的とし制定されており、県内では、急傾斜地や土砂災害計画区域等の災害が発生する可能性が高い区域を有する市町において、条例が制定されている例が多いと認識しております。本町では、そのような区域がありませんので、現在のところ、条例制定の予定はございませんが、国、県の施策や近隣市町の動向を注視しつつ、調査研究をしてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 5番、上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 明快な答弁をありがとうございました。地域パトロールが必要ないというか、実施されていないということですが、住民からの相談というようなものを受けるような体制にはなっているのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

地域住民のほうから苦情等があれば、地域生活課で現地の確認をして対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 ありがとうございます。今、坂上古墳群周辺で非常に太陽光発電事業が進んでおりまして、平地林の伐採が進んでおります。坂上古墳そのものにはかかってはいないんですが、周りの開発が進んで景観が随分変わってきています。文化財は、そのものだけではなくて、文化財の周辺環境も大事ではないかと思うんですが、そういう観点から、町として、やはり独自の何か基準があってもいいんじゃないかと思いますが、そういう、景観に関してはいかが考えているんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

先ほど町長が答弁したとおりですね、町のほうとしては、今のところ、考えておりませんが、国とか県の動向、各市町村の動向を見ながら、それは調査研究していきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 ありがとうございます。いろいろと私も再質問を考えていたんですが、非常に明快な答弁を頂きまして、これ以上質問することもなかなかないので、2点目の質問に入らせていただきます。

調整池の管理と活用についてということで質問させていただきます。その中で、まず一つとして、町が管理する調整池の数と面積は、ということです。

二つ目として、調整池の維持管理はどのように行われ、その経費はどのくらいかかっているのでしょうかということ。

三つ目、今、調整池、非常に有効活用すれば、何かいろんなものに使えるんじゃないかと思うんですが、これを太陽光発電事業者に貸与して、その収益を維持管理費用に充てるというような考えはないでしょうか。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

本町が管理する調整池は、武名瀬川第3排水区雨水調整池や道路排水調整池など全部で11カ所あり、その合計面積は3万5,100平方メートルとなっております。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

維持管理につきましては、各調整池の除草や排水口の清掃などを委託しており、令和5年度の契約額では、合計360万5,000円となっております。

次に、御質問の3点目についてお答えいたします。

調整池の敷地を太陽光発電用地として利用することは、土地の有効活用や再生可能エネルギーの普及、拡大に寄与するものと考えております。そのため、調整池の太陽光発電設備用地等としての活用につきましては、今年度、既に調査研究を始めているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 5番、上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 明快な答弁ありがとうございます。ちょっと質問させていただきます。今、武名瀬川等で河川改修が進んでおるんですけど、こうして流下能力の向上が図られる中で、今後も、調整池というのは流下能力、河川改修が終わった後も、やはり継続して活用されて、維持管理費用は発生していくものなんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 調整池につきましては、継続して維持管理費等はかかっていくかと思えます。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 もう1点、質問させていただきたいんですが、今、維持管理は委託をしてるってことなんですけれど、調整池、維持管理する上で、年に何回かの点検とともに、出水時には、ちゃんと機能してるかどうかという緊急点検と、あと監視が必要ということなんです。こういう出水時っていうのは非常に危険が伴うんですが、こういう調整池というのは、監視カメラとか、そういうものは運用されてるんでしょうか。それで記録をして監視をするようなシステムにはなっているんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 監視カメラとか、そういったものは設置はしておりませんが、職員がですね、定期的に調整池のほう、パトロール等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 今、定期的なパトロールと言ったんですが、私が言いたかったことは、調整池の、水が出てるときに、緊急点検する際の危険性で、監視カメラがあればどうかという質問だったんですけど、分かりました。ぜひ、調整池も町の財産ですので、今後、太陽光発電等で有効活用していただければと思います。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 5番・上村康幸君の質問が終わりましたので、順序に従い、7番・志鳥勝則君の発言を許します。7番、志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 議長から発言の許可を得ましたので、ただ今から、私の質問に入らせていただきます。今回は、2点ほど通告させていただいております。

まず1点目、健康で文化的な生活環境の整備について。2点目、産業団地の整備効果についてでございます。

まず1点目の、健康で文化的な生活基盤の整備について。生活基盤の基本である上下水道の接続不可能な地域の今後の整備計画を町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

本町では、水道事業につきましては、上三川町新水道ビジョンに基づいて整備を進めております。現

在、水道が未普及の地区といたしましては向川原地区がありますが、水道広域連携により、真岡市から供給を受けることが可能か、協議を継続して行っているところでございます。その他、集落から離れている箇所につきましては、水質、水圧の状況や、整備による費用対効果等を考慮して整備を進めているところでございます。

次に、下水道事業につきましては、上三川町生活排水処理構想に基づいて整備を進めております。公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域以外におきましては、浄化槽設置整備事業により、合併浄化槽を設置するための補助を行い、健全な生活基盤の整備を推進しているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 7番、志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 「費用対効果」という言葉がありましたけども、上下水道が引けないということで生活基盤に困っている人たちがかなりいるわけです。それと、市街化区域周辺等につきましては、既に今まで整備され、健康で文化的な、衛生的な生活が営んでいるところでございますが、真岡市との水道ビジョン、これはどの程度まで進んでいるのか。いつ頃見通しがつくのか。それと、接続可能な世帯数、上三川全町域の中で世帯数はどれくらいあるのか、お伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 まず、真岡市との協議につきましては、平成23年度から協議を継続して行っておりまして、真岡市といたしましては、現在、旧二宮町の区域を整備しておりまして、そちらを優先的に整備しているということで、具体的な向川原地区のほうの協議はまだ難しいということで、今、引き続き協議を継続して行っているところでございます。

以上でございます。

あと、世帯数につきましては、すみません。後ほど答弁させていただきたいと思っております。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 「真岡市との協議がなかなか難しい」というふうなことでございますが、何も真岡市に頼らず、向川原地域内で簡易水道というふうなことで整備できる可能性があるかと思っております。かつて、今はあれですけど、赤痢がはやったような時期がありました。30年、40年、あるいは50年くらい前かと思うんですけども、そういった地域に対して、赤痢菌を排除するために簡易水道をその地域で敷設して援助するとして使用してもらったというようなこともございます。それと、確か桃畑地域かと思うんですけども、あそこに団地ができたときにも、多分、簡易水道というもので対応したような記憶がございます。そういったもので対応するというふうな考え方はできないのか、町長にお伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 今現在は、国の指導の下に水道の広域化ということを進めております。そういった中で、真岡市との協議で、真岡市のほうから向川原地区に水を供給していただく。また、鬼怒川右側には真岡市の飛び地となっている地域もありまして、そちらには、真岡市の要請があれば、上三川町の水を供給すると、そういったことで今、協議を進めているところでございます。国の方針等もございまして、水道の広域化、また、仮に向川原地区に簡易水道を導入するとなると、導入費用ももちろ

んですが、その後のメンテナンス等も考えますと、非常に費用面でも町の負担、水道企業会計の中でもかなりの負担になりますので、水道広域化構想の下に真岡市との連携を深めていきたいというふうに考えております。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 現実的にですね、水道もない、下水もつながらない、こういう箇所、屋敷の端に地獄どぶを掘って、それから離れたところに地下水を、鉄管をぶっこんでやってる、生活してる世帯が結構あります。そういった人たちは、下水道、いわゆる地獄どぶがいっぱいいっぱいになると、また他の箇所、宅地内に地獄どぶを掘らなくちゃならないというような状況下で、極めて不衛生な状態にあります。ましてや、今は地下水を汚染する亜硝酸窒素とか、他の体内によくない物質が発見されておるような状況です。こういった生活に不便を来してるような状況下を町長はどう考えるのか、お伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 今現在、下水道が整備されてない地区でございますので、当然、下水道に接続は難しいかと思いますが、先ほど申し上げましたように、合併浄化槽の補助がございまして、この合併浄化槽を御利用いただければ、合併浄化槽から出てくる処理水に関しては、ほぼ、金魚等の生物、生き物が生きても十分水槽で使えるような水としてなってきますので、そういった水であれば、地獄等の排水施設を長く使えるような水質になりますので、合併浄化槽の補助を町としては推奨してるところでございます。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 合併浄化槽から流れた水を宅地内で、昔でいえば、地獄どぶとして地下へ浸透させてる。そこがいっぱいになるとまた宅地内に地獄どぶを掘らなくちゃなんない。そこがいっぱいになるとまた地獄どぶを掘らなくちゃなんない。だんだん、だんだん、鉄管をくみ上げている上水に、水源地に近くなっていくわけですよ。こういった状況下において、本当にいいのかどうか。また、恩恵を受けてる地域は昔から恩恵を受けて、恩恵を受けてない地域は、町の水道事業が始まってから、全然恩恵も受けられないというふうな生活環境にあるわけです。費用対効果だけで本当に町民の福祉行政、いわゆる、健康で文化的な、衛生的な生活を、ただ単に費用対効果で片づけていいものかどうか。町長、その辺のところはどう思いますかね。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほどから申し上げてますとおり、下水の処理に関しては、合併浄化槽を用いれば相当の水質の改善が見込める。そういったことで、国のほうでも、そういった下水道の整備が未整備のところには補助金を出している状況でございます。町のほうとしても、合併浄化槽を使用させていただくよう、これからも進めていきたいと思っております。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 費用対効果だけで物事は考えないでください。町はいろいろ予算をかけて16億円もかかるORIGAMIプラザを造ってるわけです。そしてまた、道の駅も、多分4、50億円はかかるんじゃないかと思うんですけども、こういった状況下でありながら、まだ文化的な生活状況にな

い、こういった人たちを救うためにも、費用対効果だけじゃなくて、健康で文化的な、安心して暮らせるような生活環境を私は望みたいと思います。ここに来てる傍聴者の皆さんも、費用対効果で片づけられる問題じゃないというふうなことで思っていると思いますよ。町長、もう水道事業というのは上三川町で始まって50年ぐらいたってますんで、50年前の方針のような形で現在の生活環境を考えないでください。もっと、町民が安全で安心して暮らせるような生活環境を今後とも検討してもらいたいというふうに私は思います。これは上下水道が入ってない地域の人たちの切実な、数少ない声ではございますけども、そういった人たちの声も拾ってあげて、対応していくのが行政じゃないかと思えます。費用対効果だけで考えると何もできません。その辺のところを要望して、次の質問に入りたいと思います。

2点目に入りますけども、産業団地の整備について。1点目として、目的を持って整備した産業団地、いわゆる工業団地の整備効果を町はどのように検証しているのか。テクノパークかみのかわ、上三川インター南産業団地ほか、産業団地が上三川町にも幾つかありますけども、その辺のところの整備効果をお伺いします。

2点目として、今後整備を予定している約40ヘクタールの産業団地に町はどのような期待を持って整備するのか、お伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

産業団地、工業団地の整備効果につきましては、企業誘致による新たな税収の確保と、雇用の創出といった観点での検証ができるものと考えております。町内には計5カ所の産業団地、工業団地がございますが、全ての団地において全区画分譲済みとなっております。これら団地全体での税収として年間約2億9,000万円程度の固定資産税、法人税等を納付いただいております。雇用人数としては、団地全体で約2,300人程度と把握しております。こうした結果から、産業団地の整備は町にとって十分に効果があるものと認識しております。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

新たな産業団地の整備につきましては、昨年9月に策定いたしました上三川町産業振興土地利用構想に基づき、現在、基本計画の策定を進めているところでございます。先ほどお答えした内容と重なりますが、産業団地を整備する目的といたしましては、企業誘致による新たな税収の確保と、雇用の創出の2点が大きなものであると考えております。今後、更なる人口減少、高齢社会が加速する中、財源の確保や雇用の場を確保していくことは、本町において喫緊の課題であり、新たな産業団地の整備は、これら課題の解決に向けた、重要な施策の一つとなるものと期待し、事業を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 7番、志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 新たな産業団地、約40ヘクタールが上三川町の北のほう、新国道4号線の西側のほうに構想があるようですが、この40ヘクタールの工業団地に全企業が全部張りついたときに、どれくらいの税収と雇用を予定しているのか、期待しているのか、お伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

「産業団地のほうに全企業が張りついた場合の税込と雇用人数」ということでの御質問かと思いますが、まず、税込につきましてですが、立地されます工場の状況によりまして、入ってくる固定資産税や都市計画税の金額に差異が出てくるということが想定されます。また、業種によりましては、中での雇用人数にもかなりの差異が出てこようかと思っておりますので、具体的な数字は、今現在お伝えできる状況ではございません。

以上となります。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 莫大な金をかけて産業団地を整備する。そこには雇用の促進と、そして財源の確保ということでございます。そうした中で、40ヘクタールの工業団地をつくるということで、いろいろな企業が入って、一概には言えないと思っておりますけども、どの辺の期待をしているのかということ、それぐらいは答えられるでしょう。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問についてお答えさせていただきます。

現状で把握できる場所となりますが、土地の固定資産税、都市計画税に関しての部分となっておりますけれども、現在、農地のところが市街化区域に編入されまして、工場という形での土地利用をされたという想定で、かつ、石田地区ということで想定させていただきますと、税額に関して言えば、あくまでも土地の部分だけになります。現在のところから75倍から130倍程度の金額になろうかと想定しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 今言った倍率を掛けると、どれぐらいの金額になるんですか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 申し訳ございません。そういった数字は持ち合わせてございません。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 これから計画しよう、財源の確保をしようとするときに、それぐらいのことは、数字はつかんでおいてしかるべきじゃないですかね。どう思います？

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問に答えさせていただきます。

税込につきましては、当然、先ほど来申し上げてますように、今現在よりはかなり大幅に増収するものと考えております。企業のほうが操業いただいたという前提でお話をさせていただきますと、必ずどこかの時点で最終的に今回の事業費を超える税収は納税いただけるものと考えております。

以上となります。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 工業団地を整備するには莫大な費用がかかるわけですよ。そのときに、さっき言った、今の農地が何十倍ぐらいの評価になってというふうな話ですけども、そのときの想定ぐらい

は計算していいんじゃないかと思います。それと、どういうふうな工業団地を目指すんですか。製造業ですか。流通業ですか。それとも研究施設等の工場、会社を張りつける予定。どういった工業団地の形にする予定ですか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

「産業団地内に立地される企業の業種」ということの御質問かと思いますが、これまでに町のほうにいただいておりますと、やはり製造業ですとか、運送業の事業者さんが多くあるような状況となっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 工業団地をつくる時には、流通業にするのか、それとも製造業にするのか、研究施設にするのか、その三つを備えたものにするのか。それは整備計画する段階である一定の方針を決めておく必要があると思います。かつて、東谷・中島地区、今のインターパークの施設でございますけれども、かつてここは、「工業団地を整備する」ということで整備したんですけれども、そのときに、「流通業でやるんだ」というようなことだったんですよ。ところが、いわゆる商業施設になっちゃったわけです。商業施設でも流通業ですよ。いわゆる物流ですよ。物が売れば物流ですから。こういった最初の目的とは違ったようなインターパークになっちゃったわけですよ。それでいいか悪いか、分からないですけども、そういった形になりかねないと思うんですけども、そこら辺をどういうふうに思いますか。

○議長【稲川 洋君】 ちょっといいですか、志鳥勝則君。

先ほどの税金の問題なんですけど、それは今調べてもらって、この質問中に答弁をもらったほうがいいですか。

○7番【志鳥勝則君】 そうですね。

○議長【稲川 洋君】 それは概略でいいわけですよ。

○7番【志鳥勝則君】 はい。

○議長【稲川 洋君】 それで、ここで暫時休憩してですね、税額について概略をちょっと調べておいていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 一般質問をちょっとここで暫時休憩させていただきます。暫時休憩です。調べができるまで。

午前10時37分 休憩

午前10時45分 再開

○議長【稲川 洋君】 それでは、休憩前に復して、志鳥勝則君の質問に戻ります。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 先ほど御質問いただきました、土地の税収の件でございます。ただ今、ちょっと積算のほうを行いまして、今回40ヘクタール、先に前提をお話しさせていただきますと、40ヘクタールという全体のエリアの面積でございますが、その中に道路ですとか調整池、更には緑地なども含まれますので、実際の方譲面積となりますと、21ヘクタールから23ヘクタール程度になろうかという、今のところ想定でございます。その中で、土地の税収としまして今現在計算したところ、約3,000万円程度になろうかなというところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 質問を通告してるんで、整備効果というようなことですから、その辺の、土地が何十倍になるということに分かってるんだから、今の税金に対して、倍率を掛けたぐらいな数字ぐらいはつかんでおいてしかるべきじゃないかというふうに私は思います。

それと、40ヘクタールの中にできる、40ヘクタールの工業団地なんですけども、税収は幾らぐらいを見込んでおくのかと。財源の確保ということを最大の目的として整備しているんですから、今ある五つの工業団地と言いましたけど、その工業団地の面積、そして、そこへ分譲率を掛けて2億9,000万円の税収が上がるというような話ですよ。ですから、2億9,000万円の税収を上げるために、幾つの工場が張りついて、ということであれば、面積を掛ければ、当然、税額は出てくる。想定される税額は、希望税額は、財源は出てくると思うんです。だから、これが今言ったからといって、必ずしも整備後にその財源に到達しなかったかどうかということは、責任を問えるものじゃないですから、それに対しては言わないですけども、期待を持って整備するんですから、私自身、上三川町民自身も、これからの財源は、工業団地を整備して、工場を張りつけることによって、今の一般財源プラス幾らの財源がプラスになるんだなというふうなことで、希望的に喜んでくれるわけですよ。そういった数字も分かんないで、ただがむしゃらに工業団地、工業団地といっても、町民は多分理解しないと思います。そういうことですから、その辺のところはまた次の議会にでも聞かれたときに答えられるように、ちゃんと数字を把握しておいてください。

そして、工業団地をつくることによって会社が費用を投資します。町の条例で、工場等設置後、操業を開始し、最初に課税することとなった年度から3年間、固定資産税及び都市計画税に相当する奨励金を交付するというようになっておりますけども、例えばテクノパークかみのかわ、これに対する奨励金はどれぐらいだったのか。あるいは、上三川インター南産業団地ですか。最近つくったやつ。この工業団地に対して、今現在どれぐらいの奨励金を交付しているのか、お答え願えればと思います。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問についてお答えさせていただきます。

テクノパークかみのかわにつきましては、すみません、今手持ちございません。そして、上三川インター南産業団地につきましては、今年度から企業誘致に関しての奨励金の予算化のほうをしております。今年度に関しましては、3事業者入るうちの2事業者についての奨励金の交付を予定しております。合わせまして3,470万円程度の金額を予算化しているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 そうすると、その企業に対して3,270万円、これ3年間、交付するわけですね。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

改めて訂正させていただきます。3,470万円程度ということで御説明させていただいたかと思いますが、基本的には、その金額を今回予算化させていただいてございますが、その中には当然、償却資産なども入ってございますので、この分に関しましては、若干とはいえ、目減りしていくものかと認識してございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 私、ちょっと気になることがあるんですけども、「産業団地をつくって企業を誘致しましたよ」というときに、大きな会社がそこに入ってくると、子会社がそこについてくるわけですよ。そういった部分が、かなり確率が高くなると思います。そういった大きな大本の会社は、法人税の申告、法人の所在届出を町に出して申告はするでしょうけど、その下に入ってる子会社等については、なかなか申告をするような気持ちがない会社も中にはあると思います。上三川町の大企業の中にも、町のほうに法人の申告はしてても、してない会社も相当数あるんじゃないかと思います。私が税務課に行ったときの実態調査で掘り起こした部分があって、税収を遡って課税したというふうなことがございます。こういった会社、申告してないという会社は、稼働無申告法人といって、上三川町に大なり小なり事業所を設けていても、法人の所在を申告しない。法人税がかからない。自主納税、自主申告という建前でやってますけども、課税調査というのもできるわけですけども、そういった課税漏れのないように、実態調査というのも今後、今現在でも必要なんじゃないかなと思います。これは税務課の話ですけども、そういったことがあるかと思えます。

最後になりますけども、これから整備しようとしている40ヘクタールの工業団地の整備手法はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

今回の産業団地に関しましては、事業主体は県のほうにお願いしたいというふうに考えてございます。スケジュールどおりいけば、次年度早々には、県のほうに要望書を提出いたしまして、県の中で調査主体がまず定められまして、調査主体による約1年程度の調査の後に最終的な実施主体のほうが決まってくるものと考えております。

以上です。

併せまして、全面買収ということで考えております。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 上三川インター南産業団地と同じような整備手法で県のほうでやってもらいたいというような計画ですが、工業団地を造成するには、ほとんど土木工事ですよ。いわゆる河川を

広げたり、道路を造ったり、そしてあとは土工ですよ。区画を平らにしたりということ。こういった整備の技術的な能力というのは、上三川町の土建業者も十分に施工できるような能力はあるわけです。せっかくですから、上三川町の土木事業者に工事を委託するような、請け負ってもらうような方向で考え、上三川町の業者に潤いをもたらして、そこから法人税という財源も確保するというのも財源確保の一つの手法かと思えますので、県のほうに委託はしようかと思う、県のほうに委託するような計画がありますが、極力、地域の業者もそういった技術は持ってるんだから、地域の地元業者が受注できるような発注の仕方、こういったものもそろえて県のほうに要望してもらいたいなと思えますけども、町長、その辺のところはどう考えますか。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 「地元業者に」ということですが、県に委託した場合は、発注権限は県にございますので、また、入札に関しては、町長としては全く関与しない。副町長以下が町の入札でも指名選考とかをやってますので、町の業者を育成という意味でのお話はできるとは思いますが、町の業者を私の立場から指名してくれとかって、そういうふうな具体的な話はですね、差し控えたほうが適切かというふうに思います。ただ、町の業者の育成という面ではお願いできるかなというふうに思いますが、いずれにしても、発注は県ですので、許可権限は県にございますので、そういったことを御理解いただきたいと思えます。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 発注するのは県ですから、町が指名業者をどうこうということは、これはできないのは重々了解してますし、そこまで要望しているものではございませんけども、せっかく上三川町でつくる工業団地なもんですから、地元業者育成ということを第一義でも考えてもらいたいというようなことで、県のほうにもその辺のところもお話ししていただければ幸いじゃないかと思えますけども、町長、どうか、「地元業者育成」というふうな言葉も添えて、県のほうに要望書を提出してもらいたいと思えます。

長々と質問して、まだ10分ありますけども、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 先ほどのですね、水道の接続されていない件数についてですが、こちらの世帯数になります、795世帯になります。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 今、上下水道課長からありましたが、志鳥勝則君の質問を許します。志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 795世帯、大ざっぱに言うと、上三川町の世帯数の1割近い世帯、10人に1人、1,000人に100人、1万世帯で1,000件ということで、約1割近い世帯が、こういった文化的な生活に、費用対効果の考え方だけで恵まれていない、施しを受けてないという状況下にありますが、これからは少子高齢化、水道事業も下水道事業も、いわゆる福祉政策だと思って取り組むということであれば、費用対効果という考えは排除できるんじゃないかと思えますが、今後そういった、全てが少子高齢化の時代ですから、こういった部分も前面に頭に置いて、行政も取り組んでいただきたい

いなというふうに希望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時13分 再開

○議長【稲川 洋君】 それでは、休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 7番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、8番・海老原友子君の発言を許します。8番、海老原友子君。

(8番 海老原友子君 登壇)

○8番【海老原友子君】 議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

思い起こせば、昨年3月3日ひな祭りの日で、唯一の女性議員である私、皆さん、覚えてますでしょうか。ピンクのブラウスと緑のズボンをはいて、「今日は桃の節句ですよ」という話をさせていただいたと思うんですが、今回は1日ずれてしまったので、我が家にはまだひな祭りのひな人形を飾っておりますけれども、早く片づけないと孫が嫁に行けないなと思って焦っているところではございますが、精いっぱい、一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

私から五つの一般質問をさせていただきます。1、障がい者支援について。2、防災対策について。3、高齢者対策について。4、折り紙のまちづくりについて。5、健康対策についてでございます。

まず、一番最初に、障がい者支援につきまして、重度心身障害者医療費助成、現物給付方式の進捗状況はという質問ですけれども、私は、議員になったときから、障がい者支援をしていくという方向性で議員活動を進めてまいりまして、この重度心身障害者医療費助成の質問は、もう何回目になるでしょうか。ずっと進捗状況が変わらずにおりますが、現在の進捗状況を伺います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

重度心身障がい者への医療費助成は、心身に重度の障がいをお持ちの方が病院などを受診した際、保険診療分の医療費について助成する事業でございます。本町では、医療費の助成方式について、医療機関での窓口負担分を役場へ申請する償還払い方式を採用しておりますが、重度の障がいをお持ちの方は、役場までの移動が困難なケースや、一旦医療費を支払うことが負担になっているケースもあることから、医療機関窓口での負担が生じない現物給付方式の採用について検討を続けているところでございます。

御質問の、現物給付への進捗状況ですが、現行制度において現物給付方式を導入した場合、当事業の財源となっている県補助金の補助率が2分の1から4分の1に下げられることや、国民健康保険事業費の県納付金についても町負担が増えることになることから、現物給付の導入は現状では難しいと考えております。しかし、障害福祉行政を推進するためには、障がいをお持ちの方や、その家族の負担は軽減されることが望ましいと考えていることから、昨年9月に現物給付方式を導入した場合においても、県

補助金の補助率を下げないように、改めて県に対して要望活動を実施したところでもございます。今後とも、引き続き要望活動を続けていくとともに、現物給付の導入について調査研究を重ねてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 県内ではですね、今度、小山市が現物給付をすることになりまして、鹿沼市、宇都宮市、日光市、栃木市、小山市という形に広がっておるところでございます。関東に広がりますとですね、栃木県を除く1都5県、全市区町村が全て、重度心身障がい者の医療費助成が現物給付となっているところがございます。そのようなことを考えた上で、やはり障がいを持つ方から、「どうして栃木県は遅れてるの？」という話をよく伺っております。そこで私から質問ですが、本町において、重度心身障がい者の対象人数と、県が補助率2分の1を4分の1に引き下げたとすると、4分の1に引き下げたときの町への予算がどのくらいかかるのかを伺います。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

対象者の数ですが、令和4年度におきまして、申請をさせていただいた対象者の数は533人になっております。また、現物給付を導入した際の町の負担の増ですが、まず、健康福祉課に入る県からの補助金としましては、約846万円の補助金が減額されまして、また、国保の納付金に関しましては、約750万円ぐらいの納付金がプラスされるというような、これはざっくりとした概算ですが、なっております。併せまして、町のほうの負担としましては1,600万円の増となる予想でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 そうですね。533人の方がいらっしゃって、それで1,600万円が増えるというような形なんですけれども、何が一番困ってるかということ、よくお話を聞くと、視覚障がいの方が、3人の御家族が3人とも視覚障がいということは、領収書なのか、それから、何か、たくさんいろいろもらいますよね。領収書とお薬のやつとか、もう一つ、何か、点数のとか、そういうのをもらったときに、どれが領収書だかよく分からない。それで、それを取っておいたつもりが、どこにしまったかも分からない。そういう中で、「県にはずっと申請してます」、「言ってます」って課長が言ってくださってるのは本当によく分かるんですね。もし、県に、栃木県だけなんですよ、そういうことをやってるのは。ちょっと栃木県が遅れてるというのは正直な私の感想なんですけれども、他はもう全部現物給付になっているので、栃木県でそういうことができないっていうならば、違う方法を考えてあげるという、領収書を添付しなくてもいい方法は、今度デジタル推進室もできましたし、マイナンバーカードもできてるんですね。それで、マイナンバーカードを使って、領収書を添付しなくてもいい方法はできないのかを伺います。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

議員が今おっしゃったように、マイナンバーを使って保険証が使用できる状態ですと、マイナンバーを使いまして、マイナポータルというところから、医療費通知情報という、領収書の代わりになる一覧

表が出る仕組みとはなっているんですが、今、町のほうに、重度心身障害者医療費の助成の申請書をする場合、料金だけではなく、お医者様から出る領収書のところに点数というのが書いてあると思うんですが、マイナポータルから出した医療費通知情報には点数のほうは今は記載されない状況になっております。町に助成の申請を出す場合、その点数も記載しなくてはいけない状態ですので、現在の状況では、マイナンバーを使った医療費通知情報では領収書の代わりにはならないという状況でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 そうですね。それは、県としては、必ずその点数がなくては駄目という形ですか。それは、ちょっとやってみたら何とかなるってような感じですか。その点数は必ず、医療点数なので、なくては駄目ですよ。それは確実になくちゃ駄目ですよ。そういう感じなのか。それとも、今までがそうだったからその点数はやっぱり必要だよ、みたいな、そんな柔らかい感じなのか。その辺のことはどうでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

こちら、今、町のほうへの申請書に関しましては、町の条例又は規則で決まっている様式になっているんですが、そちらのほうは、県からの準則という通知で町の条例、規則を決めております。こちらに関しまして、以前、担当者レベルで、県のほうに、準則に書いてある点数に関しまして「削除することはできないのか」というお話はさせていただいたことがあります。その際の県の担当の方の回答といたしましては、「上三川町からそのような要望があったことが、今までにおいてまず初めてのことなので、今後、他の市町のほうから同じような要望があった場合には、そこから検討していきたいと思っております」というような回答を担当の方からは頂いております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 そうすると、他の市町から意見が出てくると変わる可能性もあるという、希望的観測はできるということですね。やはり、県としても、お金よりも、ポイントというか、点数のほうを何とかするほうがちょっと楽じゃないかなと思うので、何か私としては、希望的に、それ、うまくいくんじゃないかなって。私だけではなくて、各、他の市町の議員さんたちにもそのような話をしながら、どうなの？ というふうな情報を集めながら、私のほうも推進してまいりたいと思っておりますので、町としても、補助率を下げないことと、点数がなくても申請できるという2点方式で県のほうに強い要望を求めていただきたいと思います。よろしく願いしてよろしいでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったように、領収書の管理が難しいというのは、申請をしていただいている方から御意見をいただいておりますので、こちらのほう、点数に関しましても、今まで同様、補助金の要望の際に一緒に伝えていけるように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 本当にですね、毎回、要望は、私たち、障がい者の関係の方たちとも、要望書を作って、その方からも県のほうに上げていただいたり、そういうことは、私たちの町レベルでもやってるんですけども、やはりそれだけでも県はちょっと動いてくれないというところがあるので、そういうことを考えると、各市町にちょっと声をかけながら進めていくということを考えていきたいなと思っております。そのときはまた協力いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きましてですね、2番目、防災対策ですね。1月1日に発生しました石川県の、本当に大きな地震で、まだまだ普通の生活に戻れなくて、避難所生活をしている、たくさんの方がいらっしゃると思いますので、心より、本当に一日も早い復興を願っているところでございます。そして、関東大震災は大正11年9月1日、なぜこうすらっと出るかという、私の父親の誕生日なので、すぐ出るんですけども、それから100年を超えました。防災士の資格試験を取るときに、やはり100年単位で大きな地震が来るというふうなことを勉強したんですけども、100年もたたないでどんどん大きな地震が来るといふ現状でありまして、災害は、時と場所とを選ばない、いつ来るか分からない。そういうふうになったときに、防災対策について二つの質問をさせていただきます。

本町において空調設備が整っている避難所はあるか。2次避難所において近隣市町との連携強化は図っているか。この二つの質問を伺います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

本町で指定しております避難所のうち、上三川町役場、中央公民館、町立図書館、上三川いきいきプラザ及び上三川ふれあいの家ひまわりの5カ所には、空調設備が整備されております。学校の体育館につきましては、空調設備は整備されておきませんが、状況に応じて空調設備のある教室で避難者を受け入れるよう体制を整えております。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

近隣市町との連携といたしましては、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは対応できない場合に備えて、県内全市町で相互応援に関する協定を締結しております。応援の内容といたしましては、資機材や人員の提供のほか、被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせんも含まれております。特に近隣の真岡市及び下野市とは、避難者の相互受け入れについて覚書を締結しており、それぞれ向川原及び鞆堂自治会の皆さんの受け入れ避難所として施設を提供してもらうことを定めております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 本町において、空調設備が整っている避難所は5カ所、小学校でも体育館ではなくて、教室も使えるようにしてるということでちょっと安心しました。やっぱり有事のときは、体育館そのものも被災に遭ってるかもしれないし、学校も、もしかしたら、役場も、普通じゃない状況下にあるかもしれないので、そういうときに、気候のいいというふうなことを言ったらおかしいかもしれ

ないですけど、真夏とかだった場合とかだと、どうしても冬より真夏のほうが、どちらかという、熱中症とか、高齢者はちょっと大変じゃないかなって思いますので、そういう空調設備が整っている避難所はあるのかなということがちょっと知りたかったです。そして、体育館ではなくて、もし、そういうときは教室も使えるということをお聞きまして、とても安心していただいております。

また、停電や断水にも見舞われることもあるかもしれないし、対応する側も被災者だったりすることもありますので、町として、そういうときにはどういうふうに取り組んでいくかということをお考えいただく必要があるのではないかなというふうに思っておりましたが、そのような、真岡市とか下野市と相互受入れしていただくことを聞いたときに、ちょっと安心しました。

石川県の中学生たちが、戦争のときの疎開みたいな状況下、それとはちょっと違うかもしれませんが、そのように親元を離れて勉強するって、そういうふうな形になったときに、大変な状況なんだなって、こちら側は見ている状況下でしたけれども、実際そのようになったときに、まだまだ石川県でも、ビニールハウスですか。その中で避難をしている方たちもいる。そういうことを考えたときに、やはり1次避難からちょっとプライベート空間を持つ2次避難というふうになったときに、そのような相互受入れがあるということは、本当にありがたいなというふうに思っております。また、そのように提携を各市町と組んでいただくということは、ちょっと安心材料であるなというふうに思います。本当に長期になった場合、仮設の住宅とか、そういうことではなくて、近隣と連携を取ってたら、「空いてるアパートがあるよ」とか、もし、「ちょっとした空き家だったら住めるよ」とかって、そういう具体例も考えながら、有事の場合の、災害の場合の、そういうところを考えて、人ごとではないな、対岸の火事ではないなというふうに思いますので、その辺、町長がこのように考えていてくれたことを、ちょっと安心しました。ありがとうございます。

ちょっと時間もないので、次の質問に行かせていただきます。

続きまして、高齢者対策ですが、ひとり暮らしの高齢者の居場所づくり、友人づくり対策についてですけれども、居場所ってどういうことかなというふうに考えたときにですね、居場所に求められる機能というのは、日常からちょっと非日常というふうな感じで、四つに大体分かれるそうなんです。滞留機能、交流機能、生活支援機能、福祉機能というふうになってきて、私が今回、どうですかというふうな質問をするのは滞留機能ということで、買物の行き帰りや家事の合間などに、好きなときにふらっと立ち寄って休憩ができる。特に目的がなくても気楽に立ち寄れるところがある。1人であっても排除されずに、のんびりとした時間を過ごすことができる場所である。そこに、いつも行くと、人がいて、友達関係ができて、1人じゃなくて、高齢者の1人じゃないというところを居場所づくりとして考えているんですけれども、これを満たすような居場所づくりを、町としてはあるのか。それとも、今後どのように考えていくかを伺います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

ひとり暮らしの高齢者につきましては、少子高齢化の急速な進展とともに、今後も増加が見込まれるため、地域での孤立化に対する取組みが重要であると考えております。本町では現在、第8期高齢者保

健康福祉計画・介護保険事業計画において地域包括ケアシステムを推進しており、その中の基本目標の一つとして、生きがいつくりと社会参加を掲げております。具体的には、自治会公民館等でのミニサロンの開設支援や、シルバー大学校など学習活動を行う場所の情報の発信などを行い、気軽に参加できる地域の居場所づくりや仲間づくりを推進しているところでございます。また、高齢者の就業機会確保の基盤となるシルバー人材センターの運営や、町社会福祉協議会による、高齢者が自らボランティア活動を行うための人材育成などを支援し、高齢者の生きがいつくりや社会参加を促進しているところでございます。今後も、高齢者が地域の様々な活動と関わり、充実した暮らしを送ることができるように、高齢者の生きがいつくりに向けた施策の充実を図ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 では、私のほうから何点か質問させていただきます。本町におけるひとり暮らしの高齢者の把握はできてますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

年度始めに民生委員の皆様にご協力いただきまして、お一人でお住まいの高齢者の方や、また、高齢者のみの世帯等の把握は行っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 大まかでいいんですが、人数把握はできてますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 今年度の当初の状況ですが、独居の高齢者の方が453人、高齢者のみの世帯の方が601人、合わせて1,054人の方と把握しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 聞いた話によりますと、民生委員さんが、透明の入れ物の中に緊急用のキットを、一軒一軒歩いてくださって、それで、民生委員さんのいないところは、役場の職員の方たちが一生懸命それを配ったという話は聞いております。本当に独居老人の人が、冷蔵庫にそれを入れるんだよって具体的に話して、救急車の方が来たときにそれを使ってというふうなことも話も聞いておりますので、把握は人数までできてるんだなということちょっと感動してます。そして、先ほどミニサロンとか、シルバー人材とかシルバー大学校とか、人材育成とかというふうな、町長からそのようなお話を頂戴しましたが、そのようなところに行ける人は、意外と心配はないんですね。私、朝、ラジオ体操をしてぐるっと歩くんですよ、何人かのお年寄りとお会いします。高齢者の2人が、朝の寒いときなんですけど、スーパーのベンチで2人でずっとおしゃべりしてたりとか、それから、出てきて、1日がすごく長いんですって。ずっとベッドの上で本を読んだり、テレビを見たりして過ごしてますって。お友達がいていいですねって。そういうふうな人たちをどのように1人にさせないか、孤独にさせないかということに、もうちょっと、私も含めて、考えていきたいなっていうふうに思っているところでございます。

ミニサロンとか、壮年クラブはまだ二つということ、シニアクラブとか、認知症カフェとか、いろんな施策を町としてはやっけていてくださっていると思うんですけども、自治会に大体分けると、ミニサロンとかサロンとか、そういうのは、大まか、あるんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 まず、小学校の学区ごとに実施されておりますいきいきサロンは、小学校の学区の7カ所全部にできております。また、自治会単位でつくっておりますミニサロンに関しましては、今現在、16カ所のミニサロンが開設されておりますので、まだ全部の自治会で開設されているという状況ではございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 そうですね。これから、ミニサロンとか、各自治会でも、そのようなものを広げていくことを考えていただくのと、やはり、私が多分議員になって、8年前ですね。8年前に壮年クラブってできたと思うんですけども、それがまだ8年間ずっと二つのままなので、それも各学校区ごとぐらいにあるといいんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺のこともちょっと増やしていただけて、そして、これからまた、この後に来ると思うんですけども、まちなかウォーク事業の中に、歩きたいまちづくりとか、休憩できる場所というのが今度出てくると思うんですけども、そういうことも利用しながら、高齢者の独居老人を1人にさせない、SDGsのことも考えながら、1人にさせない、誰一人取り残さないって、そういう思いでまちづくりをしていただきたいなというふうに思いますので、私も、もうそろそろ、高齢者になってますけども、もっと、2025年問題ってあって、団塊の世代、昭和22年から昭和24年に生まれた方が全て後期高齢者、75歳以上になりますので、人口の18.7%が後期高齢者になっていくってことなので、元気な高齢者になることを目指してまいりたいと思いますので、共々に協力をしていきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

折り紙のまちづくりについてですけども、誰でも参加できる折り紙検定を実施する考えはありますかということ。よろしくお願ひします。

○議長【稲川 洋君】 鶴見議員に申し上げます。みだりに席を立たないでください。

執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

本町では令和2年度に、吉澤章先生の残した作品の高い芸術性と知名度を、まちづくりはもちろん、学校教育、社会教育に生かすことを目的に、教育委員会に対し、プロジェクトチームを結成し、検討するよう指示いたしました。その後、プロジェクトチームから出された報告を基に、総合教育会議において、11の具体的施策を実施することを確認したところでございます。その施策の一つとして折り紙検定試験の実施を掲げております。検定試験の実施は、折り紙に対する関心を高めるとともに、折り紙に対する学習意欲の向上と、愛好者の自信を高めるとともに、ORIGAMIのまちとしての上三川町のPRにつながると考えております。実施に当たっては、既存の検定等と重複した内容とならないように

するとともに、作品制作のみならず、遊び的な要素を入れることにより、誰もが参加できる独自色の出せる検定となるよう検討を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 そうですね。やはり折り紙を普及していくに当たってですね、折り紙の物すごく大好きな人と、ちょっと苦手な人と、いろいろいると思うんですね。それでも、小さい頃から折り紙というのは、鶴はほとんどの人が折れるというくらいに親しんでいるものだと思います。その中で、検定は、一番最初は、三角で折って犬が折れたとか、そんな簡単なところ、幼稚園生からも、保育園からも参加できるような折り紙検定をして、「一つできたね」って。「今は10級だけど、9級になれたね」っていう、そういう低い山から登り始めて、達成感というのがずっと続いていけたら、折り紙に対するわくわく感とか、それから子供だけじゃなくて、大人もわくわくする、そういうのが目に見えて、自分の手元にそういうものが来るというのは、折り紙の普及にとっても大切だと思うんですけども、11の中の一つに折り紙検定があるという話は、今、町長のほうから聞きましたが、どのような感じで、どの辺を目標に考えているのかを担当課長に伺います。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 それでは、ただ今の御質問にお答えします。

折り紙検定につきましては、方向性について今、検討している段階でございます。先ほど、議員のほうからも御質問ありましたとおり、「低い山から登り、達成感というのが重要」というお話ありましたが、まさにそのとおりだと思っております。基本的には、まず、造形技術の高さとかですね、どういう折り紙作品を折れたら何級かというような形でですね、級とかですね、それを設けるというようなものが一つと、それとあと、先ほど町長の答弁で、遊び的な要素という話もありましたが、例えばですが、折り紙などの具体的な作品を何分で何個折れたら何級かといった、美しさより、どちらかといったら早さを重視したものです。それと、これ、1番、2番って、どちらかという、器用な人にとっては非常にいいやつだと思うんですね。私、ちょっと不器用で、なかなかそういうところに行けないところもあるところがあるんですが、そういう人ではなくて、いろんな人が折り紙にチャレンジするというやる気が出せるものとして、例えばですが、紙飛行機だったら、子供でもですね、誰でも折れるということもございまして、紙飛行機で滞空時間が何秒だと何級とかですね、飛距離が何メートルだと何級といったような、そういう遊び的な要素も取り入れながら、皆さんが折り紙に親しめるような環境づくりに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 楽しいですね。飛行機を飛ばして、どのくらい飛んだら何級とかって、わくわくしますよね。そういうのが本当にあると楽しいなって、わくわくするな、やってみたいなっていうふうな感じがします。折り紙フェスも3回目、今年4回目になるんですかね。全部参加させていただいてるんですけど、そういう中にも、そういう折り紙検定のところがあって、遊びのほうときれいなほうというふうなのがフェスの中でもできたりとか、そういうふうなことができれば、本当にもっとフェス

も楽しくなるんじゃないかなっていうふうに思いますので、大体目標としては、いつ頃かっていうのは具体的にはまだないですかね。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 プロジェクトのですね、目標としては、一応令和11年度まで、このプロジェクト全体の期間となっております。その中で、こちらの検定につきましてはですね、来年度、研究して、早ければ令和7年度に実施したいというふうに考えておりますので、それを達成できるようですね、進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 では、令和7年度を楽しみに待っておりますので、共々に頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では、最後になります。健康対策ですね。ウォーカブル事業が今後開催されていくに当たり、折り紙のまちウォーキングを開催してはいかがかという質問です。よろしく願います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

まちなかウォーカブル推進事業につきましては、居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成を目指し、令和5年度から令和9年度にかけて、中心市街地の整備を進めていく計画となっております。また、上三川いきいきプラザ敷地の外周歩道は、既に周回型のウォーキングコースとして整備されており、健康づくりのために皆様に御活用いただいております。現在、町が実施しているウォーキング事業といたしましては、健康づくりと併せてスポーツや生涯学習活動の促進を図ることを目的に、寺社や文化財等を巡るウォーキングイベントを開催しております。中心市街地が歩きやすく整備されることにより、こうしたイベントのコースに組み込み実施することも考えられますので、今後、町内各課で連携を図りながら、ウォーキングの魅力を伝えられる事業の実施について検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 ありがとうございます。私もですね、今となっては昨年になりますか。都市建設課が主催するワークショップに参加させていただきまして、高校生、大学生、私のような高齢者、それから赤ちゃんを連れてきたお母様とか、そんないろんな世代の人が、どんなふうに歩いたら楽しいかということを2回にわたって議論させていただいて、とても有意義だったんですね。その中で、令和5年から令和9年の間に計画を立てていくという話もお聞きしましたし、目的としては、シャッター通りを何とか活性化したいとか、外から人を呼びたいとか、そういういろんな目的もあると思うんですけども、それと並行して、歩くイコール健康づくり、そういうふうな形で、私、茂木町の里山ウォークというのにちょっと参加したときにですね、6キロ、12キロ、22キロだったですかね。20キロだったですかね。3種類あって、時間に余裕をすごく持った中で、農業祭とか、それから地域の人がお店を出したりとか、それから道の駅があったりとか、いろんなところを回遊しながら、1,400人ぐ

らいただいた人が集まってきて歩いてるんですね。そこは、幼稚園生から、それから高齢の御夫婦だったり、いろんな人が里山ウォークを楽しんで、私もすごく楽しかったんですけども、そういう中で、せっかく、上三川町もまちなかウォークブルをするのであったらば、農業祭とか、それから商店街の人とか、それから商店の人とかも巻き込んで、普段マラソンをしてる人はしらさぎマラソンに出る、しらさぎ駅伝に出るとかというふうな形ですけど、私みたいな高齢者は、どちらかという、ウォーキングというほうが入りやすい。せっかく町の中でそういうふうな、歩きやすいまちをつくって、高齢者でも、小さな子でも、大人でも歩くわけですから、そういうのを、普段歩いてる人たちが年に1回、そういう大きなウォーキングのイベントがあったら、せっかく歩いてるんだから歩いてみようかなって、そういうのが広がっていったら、町外からもいろんな人が来てくれる。そういうふうな方向性のことも考えていったらどうかと思うんですが、担当課長、いかがでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ウォーキングをするイベントということで、すみません、生涯学習スポーツを担当してます私のほうから答えさせていただきたいと思います。

里山ウォークということで、ウォーキングで大きなイベントということで、町外から集客があるという形のお話でございますが、本町のほうでもですね、今年度からですね、町民スポレク祭等につきましては、その内容を変えて、町内を巡るウォーキングというのも実施しましたが、内容にまだ足りないところもございまして、参加者27人という形でした。今、海老原議員からのお話ありましており、商店とかですね、あとは、何かイベントの会場とかですね、そういうところを巡るような形で、誰もが気軽に魅力あるコースというのを皆さんに歩いていただくというようなことは、非常に魅力的なものだと思いますので、ちょっと来年のですね、町民スポレク祭におけるウォーキングですね。その内容を変えて、皆さんが積極的に参加してもらえそうな内容づくりも検討していければと思います。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子さん。

○8番【海老原友子君】 書き方がすごく悪かったかもしれませんね。私の質問の仕方が本当に悪くて、ウォークブル事業の中に健康対策とかもちょっと入れてもいいんじゃないかなというふうに思って、この質問をさせていただいたんですが、私も歩いたんですね、実際的に、ワークショップの中で。いきいきプラザから出発して、生沼家住宅を歩いて、城址公園を歩いて、その周りを散策してっていうふうに。ベビーカーを押してるお母さんは、「ちょっとここは歩きづらいですよ」って。高校生は、「僕はこういうところは、暗いときは通らないです」とか、大学生は、「いや、ちょっとこれ、感じいいですよ。こういう何かしっとりした感じはいいですよ」とか、いろんな意見が出てて、その意見をそのまま全部が、都市建設課のほうでは、それを全部取り入れるというのはちょっと難しいかもしれないんですけど、歩くということを考えたときに、やっぱりのんびりしながら歩いて、桜の季節だったら城址公園の桜を見て、城址公園で短歌をつくったり、和歌をつくったりしてる人もいらっしゃるんで、歩きながらそういうふうなことをしながら、1年間通して体力もつくりながら、大切にやっていけるということは、とてもいいことだと思うので、集客ということだけではなくて、健康も含めてやっていただきたいなというふうに思ってこの質問をしたんですけども、まちなかだけではなくて、上三川

町って本当にいろんないいところがたくさんあるので、それを考えながら、まちなかもそうだし、まちなかが集客できてきたら、ちょっとずれてみたりという形でやっていていただけるような方向性を持っていただけたらありがたいなと思います。本当に歩くということは、健康にとって一番、お金もかからないし、とてもいいことなので、今後も実践していただきたいと思いますということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時10分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 8番・海老原友子さんの質問が終わりましたので、順序に従い、4番・田崎幸夫君の発言を許します。4番、田崎幸夫君。

(4番 田崎幸夫君 登壇)

○4番【田崎幸夫君】 議長から発言の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

質問の前にですね、前回までは議席番号1番で、質問順も5回、1番目でした。今回は議席番号4番で、議席番号どおり、質問も4番ということで、幸先いくじを引いてくださりましてありがとうございました。

2月18日の下野新聞に、栃木県が、女性農業委員22.5%、7年連続全国1位と掲載されておりました。県内の動向を見ると、1位が日光市で45.4%、2位が益子町で38.5%、上三川町は35.7%で県内3位と、2003年に発足した栃木女性農業委員会の活動が効果を上げていると掲載されておりました。上三川町ですね、農業振興に非常に明るい材料になるのではと期待を込めていました。

それでは、質問に入らせていただきます。1点目。あえてここで私が説明するまでもないと思いますが、パワハラには具体的に六つの行為があるとされております。一つ目、目に見えて分かりやすい、暴力などの身体的侵害。二つ目、典型的な例となりますが、脅迫や名誉毀損、侮辱、ひどい暴言などの精神的侵害。三つ目、無視など、仲間外れにするなど、人間関係からの切り離す行為。四つ目、業務上、明らかに達成不可能なノルマを課す、過大な要求。五つ目、四つ目とは逆にですね、程度の低い単調な作業を与え続ける過小な要求。六つ目、プライベートな内容に過剰に踏み入る、個の侵害。この六つを鑑みて、風通しのよい職員の勤務環境について、上三川町役場に勤務する上で、職員はストレスを感じることなく勤務する環境にあるのか。また、パワハラの中の三つの定義ともされております、一つ目、職場の地位、優位性を利用した行為。これは昨年の公用車の車検切れで新聞に掲載された件は、ここに当てはまるのではないかと思います。二番目、業務の適切な範囲を超えた指示、命令。三番目、相手、部下に著しい精神的な苦痛を与え、その職場環境を害する行為。このようなことが上三川町において、ない

か。また、あった場合はどのように対処しているか、御答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

本町では、上三川町職員のハラスメント防止に関する規程を設け、あらゆるハラスメントを防止し、全ての職員が安心して快適に働くことができる職場環境の確保に努めております。パワーハラスメントは、厚生労働省の定義によりますと、職務に関する優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により、職員に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、職員の人格もしくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるものとされており、業務の適正な範囲を超えて行われた行為であるか否かは、社会通念に照らし、当該言動が明らかに業務上必要性がない、又はその対応が相当でないものであるか、具体的な状況を踏まえて総合的に判断いたします。事実関係の調査は、苦情処理対策委員会によって行われ、その結果、ハラスメントの事実が確認された場合には、必要に応じて懲戒処分を含む対応措置を講じることとしております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 御答弁ありがとうございました。

それではですね、再質に入りますけども、上三川町職員のハラスメント防止に関する規程、この第5条に、「町長は、ハラスメントの防止等を図るため、職員に対して必要な研修等を実施しなければならない」と記載されております。具体的に、パワハラ研修って言えば一言で終わっちゃうんですけど、どんな機関で研修を受けているのか、教えていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

研修でございますが、現在行っておりますのは、栃木県の自主研修所におけるパワーハラスメント研修に毎年、職員をですね、派遣していると、そういったところでございます。令和5年度につきましては、6人の職員が受講してございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 ありがとうございました。

それではですね、次の質問ですけども、先ほど町長の答弁の中に、「そのようなことはない」ということがありましたけども、この規程の中にですね、第6条には、「職員からの苦情相談に対応するため、総務課に相談窓口を設置し、苦情相談を受ける職員を置く。」2番目として、「相談員は総務課長が指名する。」とあります。これ、具体的に、相談員を指名するとありますけども、相談を受けたことがないという事例なんですけど、例えば起きた場合、どんな方が相談員となるんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 もしですね、そういった相談があった場合には、総務課の人事総務係、こちらのほうが窓口となってございますが、総務課の課長補佐、また、総務人事係長、この2人が対応す

るような形となっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 ありがとうございます。それとですね、法令で年1回、ストレスチェックを行い、結果を産業医の先生にですね、報告していると思いますが、結果の中で見た中で、ストレスを感じている職員、何%ぐらいいるんでしょうか。また、この方に対しては、きちんと産業医の先生なりが対応して対策が講じられているのか。分かる範囲でいいんですけども、教えていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

チェックをしたものの数値というものでございますが、ちょっと今、こちらに持ってきてなかったものですから、すみません。具体的な数字はございませんが、確かに1割弱ぐらいの方が、そういったものがあるというふうに、すみません。失礼しました。15%前後の者がそういったところにあるというふうにあります。それらにつきましては、先日、産業医の方を含めた会議を持ちまして、どういった対応をしていくといったようなことは協議してございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 ありがとうございます。ぜひですね、恐らく15%というのは高いんじゃないかなというふうに思うんですけども、十分、その方たちですね、心のケアをぜひともお願いいたします。

あと、これ、私なんか若い頃、今も若いんですけども、就職した頃は、部下、後輩、呼び捨てで呼んでましたけども、今は、部下、後輩を君やさんで呼ばずですね、呼び捨てで呼ぶこともパワハラというふうに言われておりますけども、この辺はどんな状況ですかね。これも分かる範囲で結構ですけども。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

呼び捨てで名を呼んでいる人がいるか、こういったことは、現在、私のほうでは把握していません。そういった呼べる関係にあるかもしれませんが、周りにですね、不快感を与えるような、そういった事実があるならば、これは指導しなければいけないと、そのように思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 よろしくお願ひします。あと、風通しのよい職場に関連して質問させていただきますが、不適切な関係、行為、このような、見受けられた場合の対処、こういうことですね、非常に仕事がやりづらいとか、精神的に悩む人もいると思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君にお伺ひしますが、不適切な関係というのは、具体的にはどんな関係ですか。田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 具体的に言うと、男女とか。

○議長【稲川 洋君】 職場内不倫ということよろしいですか。

○4番【田崎幸夫君】 はい。ないと思うんですけど。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

そういったことが、不適切な関係が役場内にあるかどうか。そういったことは私のほうでは分からないし、それがパワハラに直接関与するのか。そういったこともちょっと分かりません。答弁になっていないですが、そういったことは私のほうでは聞いてございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 分かりました。そういうことは庁舎内でないということで理解させていただきます。今回ですね、この質問に至ったのは、議長の就任の御挨拶の中にもありましたけども、令和3年、4年と見ると、定年退職を迎える前にですね、年度の途中や年度末に退職する方が増加傾向にあるように見えますので質問をさせていただきました。ぜひですね、職場の環境づくりのアンケート調査をするなどして、風通しのよい環境づくりをお願いしたいと思います。

1点目の質問は終了いたします。

2点目として、人事異動についてお伺いいたします。上三川町の財産とも言える職員、役場というのは人材の宝庫とも感じられます。そのような方の活用について、職場活動、職員研修、人材評価のサイクルを活用して次のステップアップに結びつけるものだと私は思います。町民サービスの向上という行政の目的に向け、人事評価に基づき、年齢を問われない昇格、適材適所の配置などを行い、現在勤務されている人材をですね、最大限に活用して行政運営を図っていただくことが大切であり、最も重要なことと思います。特に昨今の高度化、複雑化する行政の領域においては、専門知識を必要とする場合も多々あると思います。職員の能力や適性を生かした人事配置等が人材活用の大切なことと思います。職員の知識、能力、経験を最大限に生かし、プロフェッショナルな職員の育成につなげることも不可欠だと思います。そこで、今年度も間もなく人事異動の時期を迎えますが、一つ目、職員の希望を配慮した異動となっているか。二つ目、職員の適性を把握した異動となっているか。3番目、プロフェッショナルな職員育成を考慮した異動となっているか。4番目、部長制を導入する考えはないか。明確な御答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目及び2点目につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

職員の人事異動は、町政全体の円滑な運営を念頭に置き、各所属の実情に合わせた柔軟な人員配置となるよう努めております。異動に関する各職員の希望につきましては、可能かつ必要な範囲で配慮を行っております。また、各職員の適性につきましては、業務経験、得意分野、能力、性格等を多面的に捉え、配属先を検討する参考としております。

次に、御質問の3点目についてお答えいたします。

プロフェッショナル、すなわち専門的な職員の育成という点につきましては、本町のような小規模な

自治体では異動のたびに全く異なる分野の業務を担うことが多く、その都度、専門的知識の習得が必要になりますので、専門性の確保が課題と認識しております。一方で、職員の能力開発や、職場の活性化、不正の防止等の観点から職員の異動は不可欠なものと考えております。異動を重ねることは、公務員としての経験を積み、多様かつ高度な業務を担う力を養うことにもつながると考えておりますので、専門性の確保に留意しつつ、適切な人事運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の4点目についてお答えいたします。

本町では、意思決定や情報伝達の迅速性、人件費コストなどの課題があることから、現在のところ、部長制の導入の予定はございませんが、組織力の向上を図る方策の一つとして、継続して研究する必要があるものと認識しております。県内で既に部長制を導入している事例等も参考に、部長制のメリット、デメリットや必要性について今後とも十分な検討が必要と考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 4番、田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 1番目、2番目ですね、異動の件なんですけども、私が議員になってから見ても、執行部の方も1年で異動してるというのを、一般の方も1年で異動してる方もいるんですけども、普通という言葉を使っていいかどうか分かりませんが、会社なんかでは最低でも3年、5年、1年で異動した方には申し訳ないんですけど、「何をやるんだ」なんてよく言われたことがあるんですけども、1年というのは何か、どんな理由があるのか、お聞かせ願えればと思います。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただ今の再質問についてお答えいたします。

私も前職でかなり長いこと人事を担当しておりました経験もありますし、そういったところからもお話しさせていただきますと、一般論とすればですね、職員の人事異動、3年とか、そのぐらいのローテーションというのが多い、一般的なパターンだと思います。ただ、異動の中身につきましては、30代ぐらいまで、この年代は能力開発の時代、時期かなということで、ある程度、いろんな場所をですね、動いていただいて、自分の適性を見極めていただいたり、能力を開発していただく。その後、40代以降になりますと、能力を発揮していただくというか、開発から活用、人事当局からしますと、活用の時期になります。その後、更に上のポストになりますと、行政需要に応じて、いかに行政をうまくさばっていくかというか、対応していくか、いろんな行政の問題に、課題に対応していくかという視点です。ね、人事を行っていくということでございますので、ポスト、ポストでかなり異動のローテーションは変わってくるのかなと。議場の席にありますような所属長のポストになりますと、定年退職で辞める職員がどのぐらいいるかというところとも兼ね合いがございますけども、かなり短いスパンで動くような場合も、場合によっては出てくるというふうに考えております。また、若い職員であってもですね、仕事の適正といいますか、そういったところで、どうしてもなかなか、その仕事はその職員の適性に合わないというような場合はですね、場合によっては、短い期間です。ね、異動ということも考えられるかなと思っております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 4番、田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 ありがとうございます。今、副町長の答弁の中で、適正とありましたけど、私だったらですね、1年で異動させられたら、かなりの納得のいく説明をしていただかないと、多分文句言うと思います。それはそれとして、部長制導入についてなんですけど、私なりに考えてるんですけども、考えてるというか、経験からなんですけど、私が勤務した会社も、文鎮組織なんて言われましたけども、社長以下、課長がずらっといる中で、やっぱり組織というのはピラミッド、社長なり、会社であれば専務、常務とか、町であれば副町長、教育長がおりますけども、そのようなところが理想かと思うんですよ。例えば、建設部の中に都市建設課と、今でいう建築課、上下水道課が入ってやれば、水道工事があれば、多分道路工事もあれば、ここは関連してくるんで、逆に仕事がですね、スムーズに回るんじゃないかと思うんですけども、確かに、小さい町なんで、たくさんの部長制を導入することはないと思うんです。総務部と福祉部とか、建設部、私、考えるんですけど、いかがでしょうかね。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただ今の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のようにですね、県内の町で部長制を導入しているところの例を見ますと、やはり総務企画部門と、それから福祉民生部門と、土木部門とといいますか、公共部門、このような三つの部を設けているという例が多いように拝見しております。ただ、当町の規模、職員数の規模等を考えたときにですね、なかなか、そこは、町長から御答弁いただきましたとおり、いろいろ課題もある。逆にメリットは当然あるかと思えます。議員が御指摘のように、部の中の各部の一つ、情報共有を図った上でうまく回っていけるというような側面もございますでしょうが、町長から御答弁差し上げましたとおりですね、逆に情報の伝達のスピード、意思決定のスピード、これはやはりワンクッションが置かれますので、迅速性には劣るところはあるのかなというふうには私は思っております。ですから、多分、これまでも様々な議論をしてきた中でですね、今現在の課制を取っているということでございますけども、今後とも、その辺はよく研究した上でですね、検討を重ねていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 4番、田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 ぜひですね、壬生町とか野木町もですね、部長制は導入してますんで、ただ、ここで大きなあれというのは、部長が課長を兼務しちゃうと何の意味もないんで、その辺も鑑みてですね、今後検討していただければと思います。

最後になりますが、町長にお伺いさせていただきます。町長の公約がですね、トップダウンとして、課長に指示が下りて、それからまた部下にトップダウンで下りてくると思うんですけど、町長のですね、意向に沿った組織体制となっておりますか。簡単でいいんで、お願いします。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 議長、もう一度。ちょっと質問が。

○議長【稲川 洋君】 確認ですね。

○町長【星野光利君】 もう1回、お願いします。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 町長のですね、公約、これがトップダウンとして、課長、それから部下の人た

ちに下りていくと思うんですけど、町長の意向がですね、伝わっているというか、そんな組織体制、町長が思うようになっておりますかという質問です。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 私の公約等を施策として進めていく上では、担当の課長とよく話し合いながら進めていくということであると思います。組織体制は、様々な今までの蓄積等から、今の組織体制がベストというふうに考えてこのような組織体制を取っているわけですが、別にこれにこだわっているわけではなく、今後また事業を進めていく上で体制の変更が必要と感じた場合、又はそういうふうになったほうが円滑に回ると考えた場合は、そのとき、そのときによって対応していきたいというふうに思います。

○議長【稲川 洋君】 4番、田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 ありがとうございます。

以上で私の質問を終了させていただきますけども、本年3月をもって退職される方の今後の御活躍をお祈り申し上げまして、私の質問を終了いたします。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間の休憩といたします。

午後1時30分 休憩

午後1時40分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 4番・田崎幸夫君の質問が終わりましたので、順序に従い、1番・隅内和男君の発言を許します。1番、隅内和男君。

(1番 隅内和男君 登壇)

○1番【隅内和男君】 それでは、私、新人議員として初めての一般質問ということになります。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

今日の質問は、三つさせていただこうというふうに考えております。幼児教育・保育の無償化について、一つ目です。二つ目は、不登校対策について。三つ目は、学校教育の充実についてということになります。

まずは、幼児教育・保育の無償化については、ちょっと前振りとしてお話をさせていただきたいのは、今、日本国内では、石川能登の震災、それがいまだに復興のめどすら立っていないというような状況があり、そして世界に目を転じれば、ウクライナやガザ地区で、戦火の中で本当に苦しんでる方が大勢いるという中で、本当に一日も早い停戦等を願わずにはいられないわけですが、国内問題の中で、国の存続に関わるのではないかというような問題が今ある。それは、少子化であり、出生率の低下、これについては、戦争のように目に見えるものではないけれども、目に見えない形で、非常に大きな、国の存続に関わるような中身であると、危機であるということが言えると思います。そんな中、少子化等の対策として幼児教育・保育の無償化というようなものが行われているかと思うんですが、三つほど、

この中でも質問をさせていただきたいのは、まず一つ目、幼稚園とか保育園の3歳から5歳児クラスは保育料無料、所得制限なし、0歳から2歳児クラスは、住民税非課税世帯は保育料無料ということで、町の方針を確認させていただきたいというのが一つ目。

そして二つ目は、国や県、他市町では、一つ目が、町の方針がこのとおりだということならばということなんですが、国や県や他市町では更に踏み込んだ対応も見られるわけなんですが、町の方針、今後の動きの予想などについてお聞かせ願えれば。そして、無償化というのは、これはもう間違いなく少子化対策のアクセルであるはずですが、保育の必要性の認定制度については、ブレーキになってしまうんじゃないかというような印象が私個人にはあるということなんです。ですから、そのような制度について受け止めはどうかということが、まず、無償化についての三つの質問ということで御答弁を願えればと思います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目及び2点目につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

議員御質問のとおり、3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園の保育料と、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の保育料が無償化となっております。この他、国では、多子世帯や低所得世帯の第2子以降に対する保育料の軽減を実施しており、町では更に、国の基準の軽減対象とならない第3子以降の保育料免除事業を実施しております。また先日、県において令和6年10月から所得制限を設けず第2子保育料免除を実施する市町に対し、2分の1を補助する方針が示されたことから、本町においても、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、その実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目についてお答えいたします。

現在、幼稚園や認定こども園、保育所等の特定教育・保育施設を利用する場合は、子ども・子育て支援法において、認定を受けなければならないとされております。保育の必要性の認定は、少子化対策のブレーキになってしまうとの御懸念もあるかと思いますが、保育所等の利用の判断を行うために必要なものと認識しております。一方で、国では、就園していない児童の支援も強化するため、0歳児から2歳児の保育所等に通っていない児童を対象とした、こども誰でも通園制度を創設し、令和8年度の本格実施に向け、試行的事業を開始したところでございます。本町においても、引き続き国の動向も注視しながら、全ての子供の育ちを支え、良質な成育環境を整備していくよう努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 今の日本の現状といいますか、それを考えたときに、どうも子供を産み育てることが、幸福とイコールではないというか、そんな状況をちょっとだけ感じるんですね。要するに、今までの、何の疑問もなく、結婚して子供を育ててという、そういう状況にしばらくはあったかと思うんですが、でも、最近どうも、子供を産み育てることが幸福じゃない、我々夫婦にとっては、そういうことを幸福とは受け止められないということがあったり、あるいは、個人の幸福が経済的な基盤に

偏っちゃってると。つまり、金がなくちゃ幸福なんか得られませんよというような感じ方、考え方、そういうものがあって、多分ですよ、保育料の無償化とか、そういう動きも、実は、そういう経済的な基盤のほうに偏っている現状に合わせての施策のような気がしてしょうがないんですね。結局は、金からなければ、あなたたち、産み育ててくれるんでしょという施策ですよ。ただですね、こういう施策が、不公平感がある意味持ってしまう世代が出てくると。そういうことを受けられなかった世代は、俺らのときはそういうのなかったのにというような、そういう不公平感があるし、これって、全てが保育園に行くとか、幼稚園に通うとかということが前提になってる。義務教育化したような感じに受け止められるような施策になっていると。そうしたら、全世代に対して、少子化というのを何とか克服しなくちゃいけないんだということをアピールするためには、もっと総合的な施策も必要だと。場合によってはですよ、これ、一つ目なんですけど、例えば、保育園に行こうと思ってたけど、行けない。祖父母が面倒見てくれそうだから、祖父母にお願いするっていったときに、面倒を見てくれる祖父母には、保育手当的なものを出すとかな、条件がそれぞれに違うわけだから、不公平感のない施策を考えていくということが物すごく重要だし、世の中の空気だとか、そういったものを変えていくためにどうしたらいいんだということも大きく考えていく必要があるように思うんですが、いかがでしょうかということです。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 議員さんおっしゃるように、確かに、家庭には様々な事情がありまして、その中で、そういった不公平感というのを持たれる方もいらっしゃるかもしれないと思います。確かに、どうしても行政がやることですので、基準日があったり、そういった中で、どこからどういった支援をしていくというところは、対象であったり、期間であったり、そういったものがどうしても限られてしまうこともあるかと思いますし、議員さんがおっしゃったように、園に通われていない在宅のお子さんに対しての支援、そういったものが何かあってもよいのではないかと、御意見の一つとして承りたいと思います。現状では、保育の必要なお子さんについては保育所に通っている。教育が必要なお子さんに関しては、幼稚園等の教育施設のほうに通ってます。また、0から2歳児、こちらのお子さんに関しては、町長答弁にもありましたとおり、こども誰でも通園制度という形で、保護者だけでなく、社会全体で子供を見ていく。そういった制度も検討されているところですので、そういったところも検討の余地に入れながら、また全体を見ていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 今の、こども誰でも保育園に入れるというような、そんな制度については、先ほど私が質問で出させていただいた認定制度ですね。保育の必要性の認定制度との関連での御回答かと思いますが、例えば、県の保育に関する、いわゆる少子化対策としての前文のようなところに、こんなことが書かれているんですね。これ、令和元年10月に書かれたものなんですけど、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の視点からということで、この制度を3、5歳は無償とか、0、2歳はどうのこうのという中身を言ってるわけなんです。ここの中の人間形成、人格形成の基礎を培う幼児教育ということをやっているんだとしたら、認定制度があ

るといのは、保育の必要性の認定が必要だということは、人格形成を必要としない子がいるということに、場合によっては、受け止められるんじゃないかなというふうに私としては思うんですね。だから、要するに、誰にとっても、生涯にわたる人格形成が必要ないわけがないわけで、だとしたら、この認定制度そのものの存在意義も薄れるのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 議員さんがおっしゃいますとおり、そもそもの無償化の目的としては、そういった人格形成の基礎を培う重要性というところも確かに入っておりますし、実際、3歳以上のお子さんについては、保育施設、それから教育施設、必ず、おおむね、どこかの施設のほうに所属しておりますので、そういった方については、公平に無償化の恩恵を受けられているのではないかというふうに考えています。ただ、0から2歳に関しては、家庭保育の児童も多いですし、そういった中で、就園していない児童への支援というのは、先ほどのこども誰でも通園制度というのが、国でも考えてきたというところがあります。ただ、先ほど保育の認定のお話があったかと思いますが、基本的に、保育所の場合には、保育の必要な、前提として、家庭でお子さんを保護者が見るという中から、どうしても家庭保育ができないお子さんのための施設というのが保育所になってきますので、保育の認定に関しては、やむを得ないものというふうに考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 揚げ足を取るような質問になってしまうと大変恐縮なんですけれども、実はですね、今のお話を聞いていて、ひょっとするとですよ、これ、私の受け止め方の問題なのかもしれませんが、0、2歳児は幼児教育ではないというふうに考えているということでもいいんですか。0、2歳までが保育で、3歳から5歳児までが幼児教育というような考え方になるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 いわゆるですね、保育と教育というのはちょっと若干違うんですけれども、教育に関しては、3歳以上の幼稚園、認定こども園、そちらに通われている、認定の項目でいうと、保育の必要のないお子さんのことを指すように捉えています。ですので、3歳以上の保育施設でないところに認定を受けて通われているお子さんについては、教育を受けているということで解釈しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 これはなかなか難しい問題であることはよく分かるんですが、例えば、今、保育所だとか、昔は幼稚園、そして認定保育園、いろいろ呼び名が変わってる理由というのは、この制度自体が、そういった年代の教育の業態という言い方は違うのかもしれませんが、在り方を変えてしまうような、そういう制度変更だということが、私の中では受け止められるんですね。ということは、例えば、今まで幼稚園だったのが、幼稚園という名前だけでは成立しなくなってるというような気がするんですけど、例えば、0歳児から預かってくれないところへはなかなか行けないとか、そういうことがやれる、やれない、いろんなことが、例えば出てきますよね。そういったことについての現状みたいなこ

とが、もし、分かれば、0歳児から5歳児までの預けられる施設の在り方みたいなものが少しずつ変更させられたというような経緯があるかどうか。例えば、今まで幼稚園だったけど、幼稚園という名前ですと、あれですね、私学助成金的なものに関わってくるんですね。だけど、保育園はまた、それ違いますよね。ですから、その辺の、この制度の変更によって、業態というか、それが変わってきた例などがあつたら教えていただきたいんですけど、いかがでしょう。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 保育の在り方というところが、どの辺のことをちょっとおっしゃってるのか、あれなんですけれども、平成27年の4月に子ども・子育て支援新制度というのが開始されて、そこから教育・保育の体制というのは随分変わってきたように思います。先ほどの、新制度に移行するに当たって、例えば幼稚園の中には、そういった新制度に移行しない、いわゆる私学助成の幼稚園を継続しているところもありますし、また、3歳以上の幼稚園だったものが、0、1、2歳も預かる認定こども園というところに移行した園もあります。それは各施設の中で、運営形態とか、子供の預かり、そういったものを勘案して、各施設でどういった運営をしていくかというところを協議した中で、園からの申出というか、それで変わってきたというふうに認識しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 少子化対策についての質問をしたわけですが、実は、少子化や出生率の低下というのは、お隣の韓国は日本よりももっと深刻で、深刻である状況を何とかしようという動きも、実は韓国のほうが早い。2005年だかに、もう保育料の無償化とか、そういうことはもうとっくの昔にやっているようです。これ、正しいかどうか、正直あまり自信はないんですけど、やっているようだ。結果がひどい。今、後ろから話がありましたが、結果がもう惨たんたるものというか、ソウルなどでは、中心では0.5ぐらいに出生率がなっちゃってる。ただ、このことをどう受け止めるかといったら、お隣、韓国で無償化したって全然そんな効果ないんだからやめたほうがいいよという発想にするのか。私は、むしろそれだけでは足りないんだという発想に立ってほしいというふうに思っております。つまりは、子育てをしてる期間にかかる費用を国が補助しますよというんじゃなくて、それだけはやっても、プラス、先ほど申し上げたように、全ての世代に対しての少子化対策についての施策が必要な気がします。そのことを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

続いては、不登校対策についてなんですけれども、長野県は、県がフリースクールを認証し、補助金や運営をサポートするなどを実施するようですが、国は、その動きを見て方向転換とも思われる、学校復帰を重要視するようなものが出てるようだ。町として、それらに対する考えはいかがでしょうかと質問がまず一つ。

二つ目は、不登校への対応に加え、個性の尊重、そして多様性重視などの空気の中で、子供主体の学びだとか、協働的な学びというのを実現するために、これは圧倒的な教員の充実というか、増員を必要とするわけなんですけど、町としてはいかがお考えでしょうかという二つのことです。

三つ目も、実はそれに関連する中身にはなっておりますが、取りあえずはこの二つということで、よろしくをお願いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

長野県の信州型フリースクール認証制度については承知しておりますが、本町では、不登校児童・生徒への支援の在り方として、令和元年10月に文部科学省通知で示されました、「学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。」という基本的な考えの下、指導に当たっているところでございます。児童・生徒が不登校になる要因は様々であり、複合的な理由が絡み合っているケースが多く、個別の対応が必要であるのが実情でございます。本町におきましても、不登校児童・生徒数は年々増加傾向にあり、このコロナ禍を経て、一層顕著となって表れていますが、学校そのものを魅力あるものにすることや、学校とのつながりを大切にしていき、児童・生徒が社会的に自立できるよう、一人一人丁寧に支援してまいります。

次に、御質問の2点目についてお答えします。

令和3年に中央教育審議会に出された答申では、全ての子供たちの可能性を引き出すために、自己調整をしながら学習を進める「個別最適な学び」と、多様な他者と協働しながら学びを探究する「協働的な学び」の実現が示されております。不登校児童・生徒に対する支援だけではなく、発達に課題がある児童・生徒や、集団での学びが困難である児童・生徒を支援するために、本町では、これまでも様々な立場の教職員を配置してまいりました。今後も引き続き、児童・生徒一人一人の可能性を引き出すための方策に取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 我々教員といいますか、私も40年近く教員をやってまいりましたが、私が教員になった頃の空気を思い返してみるといえるか、私なりの受け止めを言うのですね、実は、多様性というのが今は重視されてますが、多様性というものについては、我々も認識してなかったわけではありません。ただ、多様性というのなんかは正直当たり前だろうと。なぜかといったら、別々の家に生まれて、別々の環境で育ってるんだから、それぞれが違うのなんかは当たり前だから、結局は、それがみんなばらばらに学校へ来てですよ、学齢になってきて、どちらかという、「これだけは約束事として守ろうね」とか、「このぐらいの知識は得ようね」というコンセンサスというか、そういうことで、要するに、教育は、画一化とか均一化みたいなものがむしろ重視されて、多様性をできるだけ少なくするというような方向で行われていました。正直言って。結局、多様性どうのこうのが最近出てきている中で、私が非常に違和感を感じるのは、今までですよ、多様性を均一化していくというような我々の役割だろうと思ってたことをやるためには、一斉授業の中で、ある意味、強圧的な、あるいは強制的な教育というんですかね、言うことを聞かなかった子供に対しての何か対応というのも、非常にそういうものがあつたわけです。一斉授業で30数人の子供を1人の担任がという形で何とかやってこられたんですが、多様性の重視が打ち出され、教育が幅広くいろんなことに対応しなくちゃならなくなったときに、今までの、例えば、「学級何人で何クラスあって、それに対して何人の教員を配置しますよ」というような人数合

均等的な配置で教育がうまく回るはずがないというのが今の私の率直な考えで、教育長さんが、先ほど御答弁の中にもありましたが、非常に様々な努力をされていることを私はよく分かってます。分かっている上で、なおかつ、この質問をさせていただいているのは、今、多様性が叫ばれる中で、それらに対応していい教育をしていくために絶対的に必要なのは、教員の絶対数、対応できる教員をいかに増やしていくかということなんだろうと思います。ですから、本当にそういったことに対しての町の考え方、今後の、更に、例えば国の施策が急激に変わるとは思えませんので、町として、地方として、何か少子化やあるいは不登校に対してもっともっとできることがないかというようなお考えが現時点であるかどうか。それをお尋ねしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 ちょっと難しい質問で、どう答えたらいいか難しいところなんですけど、登校拒否ということで最初、御質問の中に触れられておったもんですから、今、議員から御指摘のあった話をちょっと考えてみますと、1960年代後半から学校嫌いという言葉が出てきたんですね。学校嫌いが出てきた当初というのは、1970年、80年ぐらいは、不登校の欠席率というのは大体0.5%程度であったというふうなことがありました。その当時は、何としても学校に来させるというふうな風潮が目いっぱいだったんですが、1980年代の後半になって、いじめとか校内暴力、こういったものが発生したことによって、民間を中心に、学校延伸的な動き、働きというのが加速していったんですね。それで、1992年の登校拒否調査協力者会議の中で、不登校という言葉がこのとき初めて出てきたんですが、不登校に対する方針というのが打ち出されたところがございます。今、述べたのは、要するに、環境が変われば教育も変わっていかねばならないということで、均一化、画一化のものは、多様性を重視するという世の中になってきているという中において、どうかということで、やはり教育というのも時代に応じて、時代の変遷とともに変わっていかねばならないものであるだろうというふうには私は認識しておるところでございます。

その中で、不登校の児童対策として適応指導教室、こちらを設置させていただいておりますが、現在も適応指導教室に通っている子供の数というのは非常に多く、本年度、現在34人の子供が適応指導教室に通っておるところでございます。また、それに伴って、不登校の子供が多い、オアシス、適応指導教室に通えない子供も多く、そういった子たちについては、学校の中で保健室登校であったり、別室登校であったり、そういった場を設けて、また、そのために会計年度任用職員、そういった者を多数、町のほうの財政的な協力を得まして配置しているところがございます。答えになってるかどうか、ちょっと分からないんですが、よろしくお願ひします。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 答えになっております。ただ、一つだけですね、フリースクールというものの、今後の、町として、こういうものの設置について検討する方向性があるかどうか。これだけ教えていただいていいですか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 フリースクールについては、実は10年ほど前にも「本町の中にフリースクールを立ち上げたい」という保護者の方がいらっしゃいました。現実的にその方の話合いに乗ったんで

すが、やはり難しいということで、フリースクールをこちらから積極的に立ち上げるというふうなことは、民間のことですので、それはいたしません、現在のところは、予定はございません。また、本町の児童・生徒の中にもフリースクールを利用している児童・生徒もございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 フリースクールについては、当然ながら、費用がかかりますよね。例えば2万円なり3万円なりの費用が、要するに、義務教育段階であってもかかると。私立の中学へ行ったりとか、そういうのと場合によっては同じぐらいかかってしまうという現状がありますよね。それと、要するに、カリキュラムの問題、いろいろなことがあって、結局は公教育の否定ではないかというような考え方もあって、私としては、どちらかという、フリースクール開設には反対の立場ではあるんです。ただ、時代が、先ほど教育長の話にもありましたが、時代の変遷とともに学校教育も変わっていかなくては行けないという、そういう観点と、公教育の否定であろうというような考え方、これらについてどのようなお考えがあるか、お聞かせ願えればと思います。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 フリースクールの件ですが、先ほど信州型フリースクールの話で、議員のほうから触れられましたので、調べましたところ、長野県には、300人の子供たちが73のフリースクールに通っているというふうなことが、令和3年度の記事で分かっております。これに対して長野県として、1フリースクール当たり、認証したものには200万円の補助を出すと。それは当然、子供たちの学費的なものを支援するという側面もあろうかというふうに思っておるところです。フリースクールを調べましたところ、個別の学習をしているところ、それから、自然体験とか芸術活動をしているもののほかに、やはり通常の学校で行うような講義スタイルの授業を行っているところも32.8%あるというふうなことも分かっております。フリースクール云々というのが、それは私のほうではどうこう言えないところでございますが、教育に対してやはりいろんな捉え方が変わってきているということであれば、当然、周囲の地域の方の見方も学校に対して変わってきてるんだろうと思います。学校教職員も、やはりいつまでも同じ考えでいては教育はできないという、つまり、教職員の考え方のバージョンアップをしていかなければいけないということは、常々研修の中でも話しておるところでございます。今後とも、子供たちの状況、また社会の状況などを十分勘案しながら、そういったものを教職員、学校に還元できるように、私ども、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 学校設置の自由というようなものが何かあるようなことをちらっと私は耳にしたことがあって、親が何人か集まれば学校をつくれるんだというような、私学になるのかもしれないが、その認定の壁というのは大きいとは思いますが、そういった観点からすると、学齢のときに教育を受けさせないということではできないわけですから、それこそ、義務教育段階での教育のあれを放棄するということになっちゃいますから、例えば、「今の既成の学校では嫌だから、自分たちで集まって学校をつくりたいんだ」というような、そういうのにどうもフリースクールというのは近いような気がす

るわけですね。ですから、何か世の中の混乱を生みそうな制度変更というか、そういう感じがして、私は正直、この場で、フリースクールについてはあまり賛成できないという立場を申し上げておきたいと思います。

そして、最後にですね、質問をさせていただきたいのは、人件費について。つまり、先ほど教員の増員というのをお願いしましたが、結局これは人件費、今までの考え方からすると、コストというふうにみなす。例えば、失われた30年、この間は株価が歴代最高を超えるというような、あまり生活的には実感のない上昇を見せたわけですが、しかし、30年間、何を日本はやってきたかといったら、できるだけのコストカット。物すごく経済を縮小と言ったら変ですが、何とかそれを削って乗り越えようという30年間を過ごしてきたので、「教員の増員なんてふざけんな」という話になりそうなんですけど、でも、そのコストというのは、つまり人件費をコストと考えるのをやめてですね、これは、先ほど国の危機と言いましたが、未来への投資なんだというふうに考えてみることにどうしてお考えか。つまり、教育に係る人件費は最優先の投資ではないかというふうに、私は40年間近く教育にいて、こんなことを言うと手前みそ的になっちゃいますけれども、でも、そのように今、正直、心から思っております。そのような受け止めについてはいかがでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

令和6年度予算では、扶助費、社会保障関係費の増加傾向は変わらず、物価高騰や人件費の増加など、一般財源負担の増大が見込まれるとともに、本町の未来に向けた施策推進に伴う投資的経費の増加や、これに伴う公債費の増加も今後見込まれるところであります。人への投資につきましては、岸田政権が掲げる、新しい資本主義の中核の一つとなっていることから、本町においても、子育て、教育、まちづくりへの施策推進、未来の人材に対する投資といたしまして、教育委員会との共通認識の下、5年度予算ではALTの配置増を、新年度予算では非常勤講師等の配置増を予算計上したところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 ありがとうございます。先ほど、人件費はコストと見ずに投資という話をしましたが、これは岸田さんの方針の中にあるものを持ってきたわけではないことをまずはお断りしたいと思います。どこから持ってきたかという点ですね、これは世界的な企業である会社の方針というか、考え方、それから持ってきたものであります。つまり、人件費をコストと考えてると発展が見込めないというか、自分たちの理念を広めることは難しいという、そういう発想であると思います。ただ、人件費をコストとみなさないというような、そういう考え方は、なかなか受け入れ難いものというか、そういう性質のものでありますから、皆さんが、まずは、しっかりと社会に対するアピール、アプローチ、そういったものをしていくことも必要なのではないかなというふうに思います。

私は、初陣として今回質問をさせていただきましたが、頭がかなりぐちゃぐちゃで、思ってることの何分の1かしか言えなかった。ただ、先輩議員からは、「自分であんまりしゃべるな」と。「当局の意見を、考えをうんと引き出すのがいい質問なんだ」と言われました。今後、私はしゃべらずに、皆様の

意見がいっぱい聞けるような質問をしたいという反省を胸に、そういうことで今日の質問はこれで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長【稲川 洋君】 1番・隅内和男君の質問が終わりました。

○議長【稲川 洋君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。

なお、明日5日も午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後2時23分 延会